

# 国立研究開発法人建築研究所育児・介護休業に関する規程

平成27年4月1日

規程第8号

【沿革】平成29年3月28日規程第25号改正

【沿革】平成29年9月21日規程第2号改正

【沿革】平成30年3月14日規程第10号改正

【沿革】平成31年4月18日規程第1号改正

【沿革】令和3年2月8日規程第11号改正

【沿革】令和3年3月19日規程第14号改正

【沿革】令和4年5月17日規程第6号改正

【沿革】令和4年9月30日規程第10号改正

【沿革】令和7年3月27日規程第11号改正

## 第1章 総則

(総則)

第1条 国立研究開発法人建築研究所（以下「研究所」という。）に勤務する職員等の育児休業・介護休業等に関する事項については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(法令との関係)

第2条 この規程に定めのない事項は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護法」という。）の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 職員 国立研究開発法人建築研究所就業規則（平成27年4月1日規程第2号。以下「就業規則」という。）第2条第1項に規定する職員のうち、就業規則第38条に規定する職員を除いた者をいう。
- 二 任期付研究員 就業規則第38条第二号に規定する者で、育児休業、育児短時間勤務及び育児部分休業（以下「育児休業等」という。）にあっては次のイに、介護休業、介護短時間勤務及び介護部分休業（以下「介護休業等」という。）にあっては次のロに該当する者をいう。
  - イ その養育する子が1歳6か月（次条第5項の規定による育児休業にあっては2歳）に達する日までに、その雇用契約（雇用契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者
  - ロ 要介護状態にある対象家族の介護のために、介護休業等を開始する日から起算して93日を経過する日から6か月を経過する日までの間に、その雇用契約（雇用契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）の期間が満了することが明らかでない者

- 三 再雇用職員 就業規則第38条第一号に規定する者のうち、育児休業等にあつては前号のイに、介護休業等にあつては前号のロに該当する者をいう。
- 四 非常勤職員 国立研究開発法人建築研究所非常勤職員就業規則（平成27年4月1日規程第10号。以下「非常勤職員就業規則」という。）第3条に規定する（1週間の勤務日が3日以上）者で、育児休業等にあつては第二号のイに、介護休業等にあつては第二号のロに該当する者をいう。
- 五 職員等 第一号から前号に規定する者をいう。
- 六 任期付研究員等 第二号から第四号に規定する者をいう。
- 七 産前産後期間 就業規則第23条第1項の表中第六号及び第七号の規定による特別休暇並びに非常勤職員就業規則第28条第1項第一号及び第二号の規定による無給休暇の期間をいう。
- 八 要介護状態 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいう。
- 九 対象家族 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫、配偶者の父母その他職員等と同居している者（父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子に限る。）をいう。

## 第2章 育児休業

（育児休業）

第4条 職員は、その養育する3歳に満たない子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により労働者が当該労働者との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該労働者が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第三号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である労働者に委託されている児童のうち、当該労働者が養子縁組によって里親となることを希望している者及びその他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。以下同じ。）について、理事長に申し出ることにより、当該子が3歳に達する日まで、育児休業をすることができる。

また、任期付研究員等については、その養育する1歳に満たない子について、理事長に申し出ることにより、当該子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）まで、育児休業をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、育児休業（当該育児休業に係る職員は、その養育する子について、当該子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあつては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあつては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間内に4週間以内の期間を定めてする休業（以下「出生時育児休業」という。）について、理事長に申し出ることによりすることができる。

職員等が当該子を養育するためにした前項の規定による最初の申出によりする育児休

業を除く。)をしたこと

また、任期付研究員等については、その養育する子の出生の日（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日）から起算して8週間を経過する日の翌日から6月を経過する日までに、任期（更新後のものを含む。）が満了することがあきらかでない者に限り、理事長に申し出ることにより出生時育児休業をすることができる。

3 前条第1項及び同条第2項の規定にかかわらず、育児休業をしたことがある職員等で、当該育児休業を開始した日に養育していた子については、次の各号のいずれかに該当する特別の事情がある場合を除き、前条第1項及び同条第2項の申出をすることができない。

一 前条第1項及び同条第2項の規定による申出（以下「育児休業申出」という。）をした職員等について産前産後期間が始まったことにより育児休業期間（第7条に規定する期間をいう。以下同じ。）が終了した場合であって、当該産前産後期間中に出生した子に係る育児休業期間が終了する日までに、当該子のすべてが、次のいずれかに該当するに至ったとき。

イ 死亡したとき。

ロ 養子となったことその他の事情により当該職員等と同居しないこととなったとき。

二 育児休業申出をした職員等について新たな育児休業期間（以下この号において「新期間」という。）が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であって、当該新期間が終了する日までに、当該新期間の育児休業に係る子のすべてが、次のいずれかに該当するに至ったとき。

イ 前号イ又はロに掲げるとき。

ロ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第三号の規定による措置が解除されたとき。

三 育児休業申出をした職員等について第16条に規定する介護休業期間が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であって、当該介護休業期間が終了する日までに、当該介護休業期間の介護休業に係る対象家族が死亡するに至ったとき又は離婚、婚姻の取消、離縁等により当該介護休業期間の介護休業に係る対象家族と第14条第1項に規定する介護休業申出をした職員等との親族関係が消滅するに至ったとき。

四 育児休業申出に係る子の親（この項の申出に係る子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者又は児童福祉法第27条第1項第三号の規定により養子縁組里親として委託されている者若しくは育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号）第1条第1項に該当する者を含む。以下同じ。）である配偶者が死亡したとき。

五 前号に規定する配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。

六 婚姻の解消その他の事情により第四号に規定する配偶者が前項の申出に係る子と同居しないこととなったとき。

- 七 育児休業申出に係る子が負傷、疾病、又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上にわたり世話を必要とする状態になったとき。
- 八 育児休業申出に係る子について、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないうとき。
- 九 当該育児休業期間の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員等が、当該育児休業の申出の際、育児休業により当該子を養育するための計画について書面により申し出た場合に限る。）。
- 十 出生時育児休業を申出した職員等が、当該子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間（当該子を養育していない期間を除く。）内に2回の出生時育児休業をした場合
- 十一 出生時育児休業を申出した職員等が、当該子の出生の日（出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日）以後に出生時育児休業をする日数（出生時育児休業を開始する日から出生時育児休業を終了する日までの日数とする。）が28日に達している場合
- 4 第1項の規定にかかわらず、任期付研究員等の配偶者が当該子の1歳到達日以前のいずれかの日において、当該子を養育するために育児休業（この規程による育児休業のほか、これに相当する育児休業を含む。配偶者の育児休業において同じ。）をしている場合（配偶者が当該育児休業を予定している場合を含む。）に限り、任期付研究員等は、理事長に申し出ることにより、当該子が1歳2か月に達する日まで、育児休業をすることができる。ただし、配偶者が、予定していた育児休業を当該子の1歳到達日以前に開始しなかった場合は、この項の規定による申出の育児休業は当該子の1歳到達日までで終了する。
- 5 任期付研究員等は、任期付研究員等又はその配偶者が、当該子の1歳到達日において育児休業をしている場合には、次の各号のいずれかに該当するものに限り、その養育する1歳から1歳6か月に達するまでの子について、理事長に申し出ることにより、当該子が1歳6か月に達する日まで、育児休業をすることができる。
- 一 申出に係る子について、保育所等における保育の実施を希望し申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われないう場合
- 二 常態として申出に係る子の養育を行っている配偶者であって、当該子の1歳到達日後の期間について当該子の養育を行う予定であったものが次のいずれかに該当する事情により子を養育することが困難になった場合
- イ 死亡したとき。
- ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になったとき。
- ハ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が当該子と同居しないこととなったとき。
- ニ 産前産後期間であるとき。
- 6 任期付研究員等は、任期付研究員等又はその配偶者が、当該子の1歳6か月に到達日において育児休業をしている場合には、次の各号のいずれかに該当するものに限り、その養育する1歳6か月から2歳に達するまでの子について、理事長に申し出ること

により、当該子が2歳に達する日まで、育児休業をすることができる。

- 一 申出に係る子について、保育所等における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳6か月到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- 二 常態として申出に係る子の養育を行っている配偶者であって、当該子の1歳6か月到達日後の期間について当該子の養育を行う予定であったものが前項第2号に定める事情により子を養育することが困難になった場合

(育児休業の申出)

第5条 職員等は、育児休業申出をする場合は、育児休業申出書(別記様式第1)により、育児休業をすることとする一の期間について、その初日(以下「育児休業開始予定日」という。)及び末日(以下「育児休業終了予定日」という。)とする日を明らかにして、原則として育児休業開始予定日の1か月(前条第2項、同条第5項又は同条第6項の規定による申出にあっては、2週間)前までに理事長に申し出るものとする。

なお、出生時育児休業を2回に分割して申出をする場合は、一の期間の申出時に二の期間をまとめて申し出をするものとする。

- 2 職員等は、その養育する子について、2回の育児休業(当該子を養育していない期間を除く。)をした場合には、当該子については、第4条第3項のいずれかに該当する特別の事情がある場合を除き、前項の規定による申出をすることができない。
- 3 育児休業申出において、第5条第1項に規定する期限までに当該申出がなされない場合は、理事長は、同条同項の規定にかかわらず、当該育児休業開始予定日とされた日から当該育児休業申出があった日の翌日から起算して1月を経過する日(当該育児休業申出があった日までに次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該育児休業申出があった日の翌日から起算して1月を経過する日)までの間のいずれかの日を当該育児休業開始予定日として指定することができる。
  - 一 出産予定日前に子が出生したこと。
  - 二 育児休業申出に係る子の親である配偶者の死亡
  - 三 前号に規定する配偶者が負傷又は疾病により育児休業申出に係る子を養育することが困難になったこと。
  - 四 第二号に規定する配偶者が育児休業申出に係る子と同居しなくなったこと。
  - 五 育児休業申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。
  - 六 育児休業申出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。
- 4 理事長は、育児休業申出について、その事由を確認する必要があると認められるときは、当該請求をした職員等に対して、証明書類の提出を求めることができる。
- 5 育児休業申出に係る子が当該育児休業申出がされた後に出生したときは、当該育児休業申出をした職員等は、速やかに、当該子の氏名、生年月日及び当該職員等との続柄を理事長に通知しなければならない。この場合において、理事長は、当該職員等に対して、当該子の出生の事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

(育児休業申出の撤回等)

- 第6条 育児休業申出をした職員等は、当該育児休業申出に係る育児休業開始予定日とされた日（前条第2項の規定による理事長の指定があった場合にあっては当該指定した日。以下第8条まで同じ。）の前日までは、当該育児休業申出を撤回することができる。
- 2 前項の規定により育児休業申出を撤回した職員等は、当該育児休業申出に係る子については、次に掲げる特別の事情がある場合を除き、再度の申出をすることができない。
- 一 配偶者の死亡
  - 二 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったこと。
  - 三 離婚、婚姻の取消、離縁等により配偶者が育児休業申出に係る子と同居しないこととなったこと。
  - 四 育児休業申出に係る子が負傷、疾病、又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上にわたり世話を必要とする状態になったとき。
  - 五 育児休業申出に係る子について、保育所等における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないうとき。
- 3 育児休業開始予定日とされた日の前日までに、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該育児休業申出はされなかったものとみなす。この場合において、職員等は、理事長に対して、当該事由が生じた旨を遅滞なく届け出なければならない。
- 一 育児休業申出に係る子の死亡
  - 二 育児休業申出に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消
  - 三 育児休業申出に係る子が養子となったことその他の事情により当該育児休業申出をした職員等と当該子とが同居しないこととなったこと。
  - 四 民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第三号の規定による措置が解除されたこと。
  - 五 育児休業申出をした職員等が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該育児休業申出に係る子が3歳（任期付研究員等にあっては1歳（第4条第3項の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては1歳2か月、同条第4項の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては1歳6か月、同条第5項の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては2歳））に達するまでの間、当該子を養育することができない状態になったこと。
  - 六 育児休業申出をした職員が、育児休業申出に係る子を託児するなどして常態的に当該子の日常生活上の世話に専念しないこととなった場合

(育児休業期間)

- 第7条 育児休業をすることができる期間（以下「育児休業期間」という。）は、育児休業開始予定日とされた日から育児休業終了予定日とされた日（次条第3項の規定により当該育児休業終了予定日に変更された場合にあっては、その変更後の育児休業終了予定日とされた日。次項において同じ。）までの間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、育

児休業期間は、当該事情が生じた日（第三号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）に終了する。

- 一 育児休業終了予定日とされた日の前日までに、第6条第3項各号に掲げる事由が生じたこと。
  - 二 育児休業終了予定日とされた日の前日までに、育児休業申出に係る子が3歳（任期付研究員等の申出にあっては1歳（第4条第4項の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては1歳2か月、同条第5項の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては1歳6か月、同条第6項の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては2歳））に達したこと。
  - 三 育児休業終了予定日とされた日までに、育児休業申出をした職員等について、産前産後期間、第16条第1項に規定する介護休業期間又は新たな育児休業期間が始まったこと。
- 3 第6条第3項後段の規定は、前項第一号に掲げる事由が生じた場合について準用する。

（育児休業開始予定日の変更の申出等）

第8条 育児休業申出をした職員等は、その後当該申出に係る育児休業開始予定日とされた日（同条第2項の規定による理事長の指定があった場合にあっては、当該指定した日。以下この項において同じ。）の前日までに、次の各号に定める事由が生じた場合には、理事長に申し出ることにより、当該申出に係る育児休業開始予定日を1回に限り当該育児休業開始予定日とされた日前の日に変更することができる。

- 一 出産予定日前に子が出生したこと。
  - 二 育児休業申出に係る子の親である配偶者の死亡
  - 三 配偶者が負傷又は疾病により育児休業申出に係る子を養育することが困難になったこと。
  - 四 離婚、婚姻の取消、離縁等により配偶者が育児休業申出に係る子と同居しなくなったこと。
  - 五 育児休業申出に係る子が負傷、疾病、又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上にわたり世話を必要とする状態になったとき。
  - 六 育児休業申出に係る子について、保育所等における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないうとき。
- 2 理事長は、前項の規定による職員等からの申出があった場合において、当該申出に係る変更後の育児休業開始予定日とされた日が当該申出があった日の翌日から起算して1月を超えない範囲内で1週間を経過する日（以下この項において「期間経過日」という。）前の日であるときは、当該申出に係る変更後の育児休業開始予定日とされた日から当該期間経過日（その日が当該申出に係る変更前の育児休業開始予定日とされていた日（第5条第3項の規定による理事長の指定があった場合にあっては、当該理事長が指定した日。以下この項において同じ。）以後の日である場合にあっては、当該申出に係る変更前の育児休業開始予定日とされていた日）までの間のいずれかの日を当該職員等に係る育児休業開始予定日として指定することができる。
- 3 育児休業申出をした職員等は第6条第2項各号に掲げる特別な事情がある場合を除き、育児休業終了予定日とされた日の1月前（第4条第5項又は同条第6項の申出にあっては2週間前）までに理事長に申し出ることにより、当該育児休業申出に係る育

児休業終了予定日を1回（任期付研究員等については、第4条第1項に定める1歳までの育児休業、第4条第5項に定める1歳6か月までの育児休業及び第4条第6項に定める2歳までの育児休業についてそれぞれ1回）に限り）当該育児休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

### 第3章 育児短時間勤務

#### （育児短時間勤務）

第8条の2 職員等（非常勤職員を除く。以下第8条の6まで同じ。）は、その養育する小学校就学の始期に満たない子を養育するため、理事長に申し出ることにより、当該子がその始期に達する日まで、次の各号に掲げるいずれかの勤務形態により当該職員等が希望する日及び時間帯において育児短時間勤務をすることができる。

- 一 月曜日から金曜日までの5日間を勤務日とし、1日につき3時間55分、1週間について19時間35分勤務すること。
- 二 月曜日から金曜日までの5日間を勤務日とし、1日につき4時間55分、1週間について24時間35分勤務すること。
- 三 月曜日から金曜日までの5日間のうち2日を休日とし、1日につき7時間45分、1週間について23時間15分勤務すること。
- 四 月曜日から金曜日までの5日間のうち2日を休日とし、2日については1日につき7時間45分、1日については1日につき3時間55分、1週間について19時間25分勤務すること。
- 五 月曜日から金曜日までの5日間を勤務日とし、1日につき6時間、1週間について30時間勤務すること。

2 第1項の規定にかかわらず、第9条に規定する育児部分休業をしている職員等は育児短時間勤務をすることができない。

#### （育児短時間勤務の申出）

第8条の3 職員等は、育児短時間勤務をしようとする期間（1月以上1年以下の期間に限る。）の初日（以下「育児短時間勤務開始予定日」という。）及び末日（以下「育児短時間勤務終了予定日」という。）並びに前条の規定により選択した始業及び終業の時刻を記載した育児短時間勤務申出書（別紙様式第2）により、理事長に育児短時間勤務開始予定日の1月前までに申し出ることによって、育児短時間勤務をすることができる。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しないときは、特別な場合を除き申し出ることができない。

- 2 前項で定める特別な場合は、第4条第3項各号に掲げる事由とする。この場合において「育児休業」とあるのは「育児短時間勤務」と読み替えるものとする。
- 3 第5条第3項、第4項及び第5項の規定は、育児短時間勤務の申出について準用する。この場合において「育児休業」とあるのは「育児短時間勤務」と読み替えるものとする。

(育児短時間勤務申出の撤回)

第8条の4 育児短時間勤務申出をした職員等は、当該育児短時間勤務申出に係る育児短時間勤務の開始予定日とされた日の前日までは、当該育児短時間勤務申出を撤回することができる。

2 前項の規定により育児短時間勤務申出を撤回した職員等は、当該育児短時間勤務申出に係る子については、次に掲げる特別の事情がある場合を除き、再度の申出をすることができない。

一 配偶者の死亡

二 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により育児短時間勤務申出に係る子を養育することが困難な状態になったこと。

三 離婚、婚姻の取消、離縁等により配偶者が育児短時間勤務申出に係る子と同居しないこととなったこと。

(育児短時間勤務予定日の変更の申出等)

第8条の5 育児短時間勤務の開始予定日とされた日の前日までに、第6条第3項各号に掲げる事由が生じた場合には、当該育児短時間勤務申出はされなかったものとみなす。この場合において、職員等は、理事長に対して、当該事由が生じた旨を遅滞なく届け出なければならない。

2 育児短時間勤務の申出をした職員等は、その後当該申出に係る育児短時間勤務の開始予定日とされた日の前日までに、次の各号に定める事由が生じた場合には、理事長に申し出ることにより、当該申出に係る育児短時間勤務の開始予定日を1回に限り当該育児短時間勤務の開始予定日とされた日前の日に変更することができる。

一 出産予定日前に子が出生したこと。

二 育児短時間勤務申出に係る子の親である配偶者の死亡

三 配偶者が負傷又は疾病により育児短時間勤務申出に係る子を養育することが困難になったこと。

四 離婚、婚姻の取消、離縁等により配偶者が育児短時間勤務申出に係る子と同居しなくなったこと。

3 理事長は、前項の規定による職員等からの申出があった場合において、当該申出に係る変更後の育児短時間勤務の開始予定日とされた日が当該申出があった日の翌日から起算して1月を超えない範囲内で1週間を経過する日(以下この項において「期間経過日」という。)前の日であるときは、当該申出に係る変更後の育児短時間勤務の開始予定日とされた日から当該期間経過日(その日が当該申出に係る変更前の育児休業開始予定日とされていた日以後の日である場合にあっては、当該申出に係る変更前の育児短時間勤務の開始予定日とされていた日)までの間のいずれかの日を当該職員に係る育児短時間勤務の開始予定日として指定することができる。

4 育児短時間勤務申出をした職員等は、育児短時間勤務申出書により、育児休業終了予定日とされた日の1月前までに理事長に申し出ることによって、当該育児短時間勤務の申出に係る育児休業終了予定日を当該育児短時間勤務の終了予定日とされた日後の日に変更することができる。この場合において、理事長は、当該申出をした職員等に対し証明書類の提出を求めることができる。

(育児短時間勤務の終了)

第8条の6 育児短時間勤務は、次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合は、当該事情が生じた日（第3号及び第4号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）に終了する。

- 一 育児短時間勤務終了予定日とされた日の前日までに、第6条第3項各号に掲げる事由が生じたこと。
- 二 育児短時間勤務終了予定日とされた日までに、当該育児短時間勤務をしている職員等について、産前産後期間、育児休業期間又は介護休業期間が始まったこと。
- 三 育児短時間勤務終了予定日とされた日までに、当該育児短時間勤務をしている職員等が、当該育児短時間勤務に係る子以外の子について、新たな育児短時間勤務を申し、この期間が始まったこと。
- 四 育児短時間勤務終了予定日とされた日の前日までに、当該育児短時間勤務をしている職員等が、当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務申出をしたこと。
- 五 育児短時間勤務終了予定日とされた日の前日までに、育児短時間勤務申出に係る子が小学校就学の始期に達する日に達したこと。

2 第6条第3項後段の規定は、前項第一号に掲げる事由が生じた場合について準用する。

#### 第4章 育児部分休業

(育児部分休業)

第9条 職員等は、その養育する小学校就学の始期に満たない子について、理事長に申し出ることにより、当該子がその始期に達する日まで、1日につき2時間（就業規則第23条第1項の表中第8号及び非常勤職員就業規則第28条第1項第3号の休暇を承認されている職員等については、1日につき2時間から当該休暇を承認されている時間を減じた時間）を超えない範囲で、就業規則第12条第1項及び非常勤職員就業規則第15条に規定する正規の勤務時間の始め又は終わりに30分を単位として育児部分休業をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、第8条の2に規定する育児短時間勤務をしている職員等は、育児部分休業をすることができない。

(育児部分休業の申出)

第10条 職員等は、前条の規定による申出をする場合は、育児部分休業申出書（別記様式第3）により、あらかじめ一括して理事長に申し出るものとする。

2 第5条第3項、第4項及び第5項の規定は、育児部分休業申出について準用する。

この場合において「育児休業」とあるのは「育児部分休業」と読み替えるものとする。

3 育児部分休業の開始予定日とされた日の前日までに、第6条第3項各号に掲げる事由が生じた場合には、当該育児部分休業申出はされなかったものとみなす。この場合において、職員等は、理事長に対して、当該事由が生じた旨を遅滞なく届け出なければならない。

(育児部分休業申出の撤回)

第10条の2 育児部分休業申出をした職員等は、当該育児部分休業申出に係る育児部分休業の開始予定日とされた日の前日までは、当該育児部分休業申出を撤回することができる。

(育児部分休業の取消又は終了)

第11条 職員等は、育児部分休業申出をした期間の全部又は一部について育児部分休業をしないこととした場合は、その全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の取消は、あらかじめ育児部分休業申出書の裏面に育児部分休業を取り消す日、時間及び時間数を記入して理事長に申し出ることにより、行うものとする。

3 第8条の6の規定は、育児部分休業の終了について準用する。この場合において「育児短時間勤務」とあるのは「育児部分休業」と読み替えるものとする。

(休暇との関係)

第12条 職員等が育児部分休業により勤務しないこととされた時間に引き続いて年次休暇(就業規則第21条に規定する年次休暇及び非常勤職員就業規則第23条に規定する年次有給休暇をいう。以下同じ。)を届け出る場合、特別休暇(就業規則第23条に規定する特別休暇及び非常勤職員就業規則第26条に規定する特別有給休暇をいう。以下同じ。)又は病気休暇(就業規則第25条に規定する病気休暇をいう。以下同じ。)を請求する場合には、当該育児部分休業は取り消されるものとする。また、第17条の6に規定する介護部分休業申出をしている日に育児部分休業申出をする場合は、2時間から当該介護部分休業申出の時間を減じた時間の範囲内で申出するものとする。

2 前項の取消手続は、年次休暇の届出又は特別休暇若しくは病気休暇の承認をもって、部分休業を取り消されたものとして取り扱う。

## 第5章 介護休業

(介護休業)

第13条 職員等は、理事長に申し出ることにより、対象家族1人につき一の要介護状態ごとに、職員にあっては通算6月の期間内において、また、任期付研究員等にあっては通算93日の期間内において、期間を分割して介護休業をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、介護休業をしたことがある職員等は、当該介護休業に係る対象家族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該対象家族については、申出をすることができない。

一 当該対象家族について3回の介護休業をした場合

二 当該対象家族について介護休業をした日数(介護休業を開始した日から介護休業を終了した日までの日数とし、2回以上の介護休業をした場合にあっては、介護休業ごとに、当該介護休業を開始した日から当該介護休業を終了した日までの日数を合算して得た日数とする。以下「介護休業等日数」という。)が6月(任期付研究員等においては93日)に達している場合

(介護休業の申出)

- 第14条 職員等は、前条の規定による申出（以下「介護休業申出」という。）をする場合は、介護休業申出書（別記様式第4）により、介護休業申出に係る対象家族が要介護状態にあることを明らかにし、かつ、その期間中は当該対象家族に係る介護休業をすることとする一の期間について、その初日（以下「介護休業開始予定日」という。）及び末日（以下「介護休業終了予定日」という。）とする日を明らかにして、あらかじめ理事長に申し出るものとする。
- 2 介護休業申出において、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日が当該介護休業申出があった日の翌日から起算して2週間を経過する日（以下この項において「2週間経過日」という。）前の日であるときは、理事長は、当該介護休業開始予定日とされた日から当該2週間経過日までの間のいずれかの日を当該介護休業開始予定日として指定することができる。
- 3 理事長は、介護休業申出について、その事由を確認する必要があると認められるときは、当該請求をした職員等に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(介護休業申出の撤回等)

- 第15条 介護休業申出をした職員等は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日（前条第2項の規定による理事長の指定があった場合にあっては、当該指定した日。）の前日までは、当該介護休業申出を撤回することができる。
- 2 前項の規定による介護休業申出の撤回がなされ、かつ、当該撤回に係る対象家族について当該撤回後になされる最初の介護休業申出が撤回された場合においては、その後になされる当該対象家族についての介護休業申出については、理事長はこれを拒むことができる。
- 3 介護休業開始予定日とされた日の前日までに、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該介護休業申出はされなかったものとみなす。この場合において、職員等は、理事長に対して、当該事由が生じた旨を遅滞なく届け出なければならない。
- 一 介護休業申出に係る対象家族の死亡
  - 二 離婚、婚姻の取消、離縁等による介護休業申出に係る対象家族と当該介護休業申出をした職員等との親族関係の消滅
  - 三 介護休業申出をした職員等が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、当該介護休業申出に係る対象家族についての第13条第2項第2号の介護休業等日数が6月（任期付研究員等においては93日）に達する日までの間、当該介護休業申出に係る対象家族を介護することができない状態になったこと。

(介護休業期間)

- 第16条 介護休業をすることができる期間（以下「介護休業期間」という。）は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日から介護休業終了予定日とされた日（その日が当該介護休業開始予定日とされた日から起算して6月（任期付研究員等においては93日）から当該職員等の当該介護休業申出に係る対象家族についての介護休業等日数を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日。第3項において同じ。）までの間とする。
- 2 この条において、介護休業終了予定日とされた日とは、次条の規定により当該介護休業終了予定日に変更された場合にあっては、その変更後の介護休業終了予定日とさ

れた日をいう。

- 3 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、介護休業期間は、第1項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日（第2号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）に終了する。
  - 一 介護休業終了予定日とされた日の前日までに、前条第3項各号に掲げる事由が生じたこと。
  - 二 介護休業終了予定日とされた日までに、介護休業申出をした職員等について、産前産後期間、第7条第1項に規定する育児休業期間又は新たな介護休業期間が始まったこと。
- 4 職員等は、前項第1号に掲げる事由が生じた場合、理事長に対して、当該事由が生じた旨を遅滞なく届け出なければならない。

（介護休業終了予定日の変更の申出）

第17条 介護休業申出をした職員等は、介護休業終了予定日とされた日の2週間前までに理事長に申し出ることにより、当該介護休業申出に係る介護休業終了予定日を1回に限り当該介護休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

## 第6章 介護短時間勤務

（介護短時間勤務）

- 第17条の2 職員等（非常勤職員を除く。以下第17条の5まで同じ。）は、要介護状態にある対象家族を介護するため、理事長に申し出ることにより、6月（任期付研究員等においては93日）の期間内において、第8条の2の各号に掲げるいずれかの勤務形態により当該職員等が希望する日及び時間帯において介護短時間勤務をすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、第17条の6に規定する介護部分休業をしている職員等は、介護短時間勤務をすることができない。

（介護短時間勤務の申出ができない場合）

- 第17条の3 前条の規定にかかわらず、介護短時間勤務をしたことがある職員等は、当該介護短時間勤務にかかる対象家族が次の各号の一に該当する場合には、当該対象家族については、申出をすることができない。
- 一 当該対象家族が、当該介護短時間勤務をした日から引き続き要介護状態にある場合
  - 二 対象家族について、介護休業等日数を合算した日数が6月（任期付研究員等においては93日）に達している場合

（介護短時間勤務の申出）

第17条の4 職員等は、介護短時間勤務をしようとする期間（職員においては1月以上6月以下、任期付研究員等においては1日以上93日以下）の初日（以下「介護短時間勤務開始日」という。）及び末日（以下「介護短時間勤務終了予定日という。」）並びに第17条の2の規定により選定した始業及び終業の時刻を記載し介護短時間勤務

務申出書（別記様式第4の2）により、あらかじめ理事長に申し出るものとする。

- 2 介護短時間勤務申出書において、当該介護短時間勤務申出に係る介護短時間勤務開始予定日とされた日が当該介護短時間勤務申出があった日の翌日から起算して2週間を経過する日（以下この項において「2週間経過日」という。）前の日であるときは、理事長は、当該介護短時間勤務開始予定日とされた日から当該2週間経過日までのいずれかの日を当該介護短時間勤務開始予定日として指定することができる。
- 3 理事長は、介護短時間勤務について、その事由を確認する必要があるときは、当該請求をした職員等に対して、証明書類の提出を求めることができる。

（介護短時間勤務予定日の変更及び介護短時間勤務の申出の撤回等又は終了）

第17条の5 介護短時間勤務申出をした職員等は、介護短時間勤務終了予定日とされた日の1月前までに理事長に申し出ることにより、当該介護短時間勤務終了予定日を1回に限り当該介護短時間勤務終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

- 2 介護短時間勤務申出をした職員等は、当該介護短時間勤務申出に係る介護短時間勤務開始予定日とされた日（前条第4項の規定による理事長の指定があった場合にあっては、当該指定した日。）の前日までは、当該介護短時間勤務申出を撤回することができる。
- 3 前項の規定による介護短時間勤務申出の撤回がなされた場合において、当該撤回に係る対象家族についての介護短時間勤務申出については、当該撤回後になされる最初の介護短時間勤務申出を除き、理事長はこれを拒むことができる。
- 4 第15条第3項の規定は、介護短時間勤務において準用する。この場合において、「介護休業」とあるのは、「介護短時間勤務」と読み替えるものとする。
- 5 第16条第3項の規定は、介護短時間勤務の終了について準用する。この場合において、「介護休業」とあるのは、「介護短時間勤務」と読み替えるものとする。

## 第7章 介護部分休業

（介護部分休業）

第17条の6 職員等は、理事長に申し出ることにより、対象家族1人につき一の要介護状態ごとに、初めて介護部分休業した日を起算日として連続する3年の期間内において、1日を通じて始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間の範囲内において、30分を単位とし、必要とされる時間及び期間において介護部分休業をすることができる。

- 2 第16条の規定は、介護部分休業について準用する。この場合において、「介護」とあるのは「介護部分」と、「6月（任期付研究員等においては93日）」とあるのは「連続する3年の期間」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第17条の2に規定する介護短時間勤務をしている職員等は、介護部分休業をすることができない。

（介護部分休業の申出）

第17条の7 職員等は、前条の規定による申出をする場合は、介護部分休業申出書（別

記様式第4の3)により、あらかじめ一括して理事長に申し出るものとする。

- 2 理事長は、介護部分休業申出について、その事由を確認する必要があるときは、当該請求をした職員等に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(介護部分休業の撤回等又は取消)

第17条の8 第15条の規定は、介護部分休業について準用する。この場合において、「介護」とあるのは「介護部分」と、「第13条第2項第2号の介護休業等日数が6月(任期付研究員等においては93日)」とあるのは「初めて介護部分休業した日を起算日として連続する3年の期間」と、読み替えるものとする。

- 2 第11条第1項及び第2項の規定は、介護部分休業について準用する。この場合において、「育児」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

(休暇との関係)

第17条の9 第12条第1項の規定は、第17条の6に規定する介護部分休業をしている場合について準用する。また、第9条に規定する育児部分休業申出をしている日に介護部分休業申出をする場合は、2時間から当該育児部分休業申出の時間を減じた時間の範囲内で申出するものとする。

- 2 前項の取消手続は、年次休暇の届出又は特別休暇若しくは病気休暇の承認をもって、介護部分休業を取り消されたものとして取り扱う。

## 第8章 雑則

(育児休業等の給与の支給)

第18条 育児休業、育児短時間勤務、育児部分休業、介護休業、介護短時間勤務又は介護部分休業をしている期間についての給与の支給は別に定める。

(状況変更届)

第19条 育児休業、育児短時間勤務又は育児部分休業をしている職員等は、次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、その旨を理事長に届け出なければならない。

- 一 当該子が死亡した場合
- 二 当該子が養子である場合における離縁又は養子縁組を取消した場合
- 三 当該子が養子となったことその他の事情により職員等と当該子とが同居しなくなった場合
- 四 民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合
- 五 職員等が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、当該子を養育できなくなった場合
- 六 当該子を託児するなどして常態的に当該子の日常生活上の世話を専念しないこととなった場合

- 2 介護休業、介護短時間勤務又は介護部分休業をしている職員等は、次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、その旨を理事長に届け出なければならない。

- 一 当該対象家族が死亡した場合
  - 二 離婚、婚姻の取消、離縁等による当該対象家族と職員等との親族関係が消滅した場合
  - 三 職員等が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、当該対象家族を介護することができなくなった場合
- 3 前2項の届出は、状況変更届（別紙様式第5）により行うものとする。

（職務復帰）

第20条 育児休業又は介護休業をしている職員等は、休業期間が終了したときは、職務に復帰するものとする。

（育児休業等・介護休業等通知書の交付）

第21条 理事長は、職員等からの育児休業等又は介護休業等の申出、撤回の申出又は変更の申出があった場合は、育児休業等・介護休業等通知書（別記様式第6）により、速やかに当該申出を行った職員等に通知しなければならない。

附 則（平成27年4月1日規程第8号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（独立行政法人建築研究所育児・介護休業に関する規程の廃止）

第2条 独立行政法人建築研究所育児・介護休業に関する規程（平成18年規程第3号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 この規程の施行の際に、旧規程の規定により「育児休業」、「育児短時間勤務」、「育児部分休業」、「介護休業」、「介護短時間勤務」又は「介護部分休業」を取得している者については、この規程による各々の取得している者とする。

附 則（平成29年3月28日規程第25号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月21日規程第2号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月14日規程第10号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月18日規程第1号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和2年2月8日規程第11号）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年2月10日から施行する。

附 則（令和3年3月19日規程第14号）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月17日規程第6号）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年5月17日から施行する。

附 則（令和4年9月30日規程第10号）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和7年3月27日規程第11号）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。